| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

**最低賃金の改正決定に関する公示**

秋田労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 29 日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間771円」を「１時間779円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月30日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 29 日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間793円」を「１時間799円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 29 日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間793円」を「１時間799円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

東京労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都出版業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第７号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 29 日

東京労働局長　伊岐　典子

東京都出版業最低賃金

1　適用する地域　東京都の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で出版業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が出版業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　出版物の梱包、出荷、配送又は返品処理の業務

ハ　手作業による書籍の改装（主としてカバー、帯若しくはスリップの交換又は汚れ落とし）の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間857円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

**附　則**

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 29 日

新潟労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間741円」を「１時間747円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 29 日

島根労働局長　佐藤　弘実

第４号中「１時間714円」を「１時間720円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 29 日

岡山労働局長　上市　貞満

第４号中「１時間738円」を「１時間745円」に改める。

**附　則**

この決定は、平成24年12月30日から効力を生ずる。

宮崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 29 日

宮崎労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間712円」を「１時間720円」に改める。

## 官　報

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月二十七日（火）

○一般案件（抜粋）

一　シリア政府関係者等に対する資産凍結等の措置の対象の追加について（了解）（外務・財務・経済産業省）

## 公　告

**諸　事　項**

### 土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号第42条第２号）の規定に基づき、平成24年11月21日から１週間の土地家屋調査士の業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 11 月 29 日

甲府地方法務局長　小田切敏夫

記

氏名　小泉　孝夫

所属する土地家屋調査士会　山梨県土地家屋調査士会

登録番号　山梨第222号

事務所の所在地　山梨県甲府市北口一丁目６番１号

違反行為　筆界確認義務違反等